

長崎大学禁煙実践基本方針

長崎大学は、平成30年7月から実践する「ヘルシーキャンパス・プロジェクト」の一環として、全学での禁煙の実践に取り組む。

喫煙は、喫煙者の健康を害するだけでなく、受動喫煙等により非喫煙者の健康も害するなど、健康に対して多大な影響を与え、多くの疾病の原因となる。また、喫煙は火災の主要な原因になるほか、吸い殻のポイ捨ては教育研究環境を損ねる原因となる。

長崎大学は、未成年者を含む学生や教職員はもとより、多くの人が集まる公共性の高い教育研究機関であることを踏まえ、学生・教職員の健康増進を図り、安心・安全、快適な教育研究環境を目指して、禁煙を実践することとする。

(敷地内部分禁煙)

1. 長崎大学の建物内は、すべて禁煙とする。
2. 長崎大学の敷地内は、指定された喫煙所以外をすべて禁煙とする。
3. 敷地内に駐車中の車内での喫煙や敷地外であっても周辺への迷惑となる喫煙は禁止する。

(指定喫煙所)

4. 指定喫煙所は、各事業場の衛生委員会で指定する。

(敷地内全面禁煙への移行)

5. 2019年8月1日から、敷地内全面禁煙とする。それまでの間に現在の喫煙所は、順次閉鎖する。また、休憩時間を含む勤務時間内の喫煙を禁止する。

(スモークフリーキャンパスへの移行)

6. 2020年4月1日以降、敷地内への喫煙に関連する物品の持ち込み及び所持の禁止を目標とする。

(対象者)

7. 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る者とする。

(禁煙支援)

8. 保健・医療推進センターは、喫煙者に対して禁煙外来の開設、禁煙指導等の支援をする。